

山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、飼料価格高騰の影響を受けた畜産農家の経営支援と畜産物の消費拡大を図るため、山梨県農業協同組合中央会（以下、「中央会」という）が行う困窮世帯等への県産肉・牛乳の提供に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（令和2年6月22日付け総行政台148号）及び、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付け府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号）、山梨県補助金等交付規則（昭和38山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 山梨県農業協同組合中央会代表理事会長（以下「中央会長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 中央会長は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 中央会長は、補助事業の内容及び経費の配分を変更（別表に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

(2) 中央会長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、遅延届出書（様式第4号）を提出して知

事の指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金は精算払とする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払により交付することができるものとする。

2 中央会長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第7条 中央会長は、補助金交付決定に係る年度の12月末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、当該年度の1月5日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 中央会長は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 中央会長は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 中央会長は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、原則として当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、中央会長はあらかじめ、交付決定前着手届（様式第9号）を知事に提出するものとする。

(補助金の経理)

第11条 中央会長は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 中央会長は前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 中央会長が本補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して本補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件その他法令に違反したときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 知事は、中央会長に交付すべき本補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える本補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(書類の保管)

第13条 中央会長は、本事業に係る書類を整理し事業実施年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>県産肉・牛乳支援事業</p>	<p>県産肉・牛乳の、困窮世帯支援対象者(県内支援団体等を通して把握した者。幼児・小中高生とその父兄)及び児童養護施設(県で把握する施設)入所者への提供に係る経費等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産肉、牛乳購入費 (県産肉は、牛肉、豚肉、鶏肉とし、1支援対象者当たり年間3回を限度とする。 県産牛乳は、1支援対象者当たり1回概ね2Lまでとし、年間9回を限度とする。) ・ 県産肉の個別配送に要する経費 ・ 県産肉及び牛乳の鮮度保持に要する経費(冷凍冷蔵施設等のレンタル) ・ その他知事が必要と認めるもの 	<p>定額</p>	<p>補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合</p>

- ※ 事業実施に当たっては、JAグループ及び県内困窮世帯支援団体のネットワークを活用し、効率的かつ効果的に行うものとする。
- ※ 提供に当たっては、食品の衛生管理及び提供対象者の個人情報の取扱に十分配慮すること。

様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

〇〇年度山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金交付申請書

〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業計画（又は実績）内容

（1）県産肉の提供

提供対象者	実施時期 ・回数	規格・数量	事業費	協力・連携団体等	備 考
困窮世帯対象者 人			円		
児童養護施設入 所者 人			円		
合 計					

(2) 県産牛乳の提供

提供対象者	実施時期 ・回数	規格・数量	事業費	協力・連携団体等	備 考
困窮世帯対象者 人			円		
児童養護施設入 所者 人			円		
合 計					

4 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する (又は要した) 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		補助金 (A)	その他 (B)	
県産肉・牛乳支 援事業		円	円	
合 計				

(注) 1. 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計額（「減額した金額〇〇〇円」を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団、財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実にみこまれるもの

2. 交付決定前に着手した場合は、備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載すること。

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は実績額)	備 考
補 助 金	円	
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は実績額)	備 考
県産肉・牛乳支援事業	円	
合 計		

6 完了予定年月日 (又は事業完了年月日)

〇〇年〇〇月〇〇日

7 添付書類

- ・経費の積算根拠

様式第2号（第4条関係）

番 号
年 月 日

山梨県農業協同組合中央会長 殿

山梨県知事

〇〇年度山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇年度山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇年〇月〇日付けで申請のあった山梨県県産肉・牛乳支援事業費とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円

補助金の交付決定額 円

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

〇〇年度山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

（注）

- ・記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び補助金額と変更後の事業の内容及び補助金額とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- ・補助事業を中止又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

〇〇年度山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金遅延届出書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、同交付要綱第5条第2号の規定に基づき届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注1））

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	補助対象経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注2）事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

〇〇年度山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった県産肉・牛乳支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条2項の規定により次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金 交付決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回 概算払請求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替
振替先金融機関名

本店・支店（支店名）

預金種別 当座・普通

口座名義

口座番号

No.

様式第6号（第7条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

〇〇年度山梨県産肉・牛乳支援事業費補助金遂行状況報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった事業について、同補助金交付要綱第7条の規定により、その遂行状況を次のとおり報告します。

区 分	補助対象経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
県産肉・牛乳支援事業	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

様式第7号（第8条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

〇〇年度山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金について、次のとおり事業を実施したので、同補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

（また、併せて未受領額として 円の交付を請求します。）

1 補助金の額 金 円

（注）

- ・記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。
- ・各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しのほか、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- ・その他、知事が必要と認めるもの添付すること。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

〇〇年度山梨県県産肉・牛乳支援事業費補助金の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった県産肉・牛乳支援事業費補助金に
ついて、同補助金交付要綱第8条第3項の規定により報告します。

1	補助金の額の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額	金	円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第9号（第10条関係）

番 年 月 日
号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

〇〇年度山梨県産肉・牛乳支援事業費補助金交付決定前着手届

事業実施計画に基づく下表の事業について、次の条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届け出ます。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由